

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

			資料番号	43	担当課	健康増進課
法令名	児童福祉法施行条例	根拠条項	第8条	不利益処 分の種類	過料（保護者等による虚偽の 報告、虚偽の物件の提出等）	
<p>○児童福祉法施行条例 （過料）</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>（1） 法第19条の6第2項の規定による医療受給者証の返還又は法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>（2） 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項又は第3項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>○児童福祉法 〔報告等〕</p> <p>第五十七条の三</p> <p>② 都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して必要があると認めるときは、小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p>						